

貸借対照表

(単位:百万円)

(単位:百万円)

負債の部	第86期(25年3月末)	第87期(26年3月末)
預金積金	483,235	489,106
当座預金	7,302	6,602
普通預金	186,935	191,816
貯蓄預金	4,916	4,778
通知預金	381	590
定期預金	268,711	270,295
定期積金	12,688	11,680
その他の預金	2,300	3,341
譲渡性預金	1,280	1,420
借用金	296	284
その他負債	1,578	1,197
未決済為替借	211	165
未払費用	485	488
給付補填備金	37	23
未払法人税等	13	13
前受収益	97	97
払戻未済金	64	44
職員預り金	201	196
資産除去債務	25	25
その他の負債	441	142
賞与引当金	129	123
役員退職慰労引当金	48	40
睡眠預金払戻損失引当金	30	35
偶発損失引当金	116	124
再評価に係る繰延税金負債	244	244
債務保証	472	430
負債の部合計	487,433	493,007
純資産の部		
出資金	13,327	13,390
普通出資金	6,027	6,090
優先出資金	7,300	7,300
資本剰余金	2,700	2,700
資本準備金	2,700	2,700
利益剰余金	8,227	7,960
利益準備金	1,229	1,439
その他利益剰余金	6,998	6,521
特別積立金	3,468	2,403
(優先出資消却積立金)	(3,428)	(2,364)
(圧縮積立金)	(39)	(39)
当期末処分剰余金	3,530	4,118
会員勘定合計	24,255	24,051
その他有価証券評価差額金	1,300	1,244
土地再評価差額金	605	605
評価・換算差額等合計	1,906	1,850
純資産の部合計	26,161	25,902
負債及び純資産の部合計	513,595	518,910

損益計算書

(単位:千円)

科 目	第86期(24.4)~25.3.31)	第87期(25.4)~26.3.31)
経 常 収 益	10,700,613	10,222,283
資 金 運 用 収 益	8,864,749	8,345,915
貸出金利息	7,700,543	7,328,051
預け金利息	556,990	461,361
コールローン利息	422	69
有価証券利息配当金	555,041	505,554
その他の受入利息	51,751	50,878
役 務 取 引 等 収 益	734,101	734,227
受入為替手数料	377,863	374,008
その他の役務収益	356,238	360,219
そ の 他 業 務 収 益	404,832	217,333
外国為替売買益	424	638
国債等債券売却益	310,062	201,065
国債等債券償還益	85,955	—
その他の業務収益	8,389	15,629
そ の 他 経 常 収 益	696,930	924,806
償却債権取立益	427,286	849,125
株式等売却益	14,687	38,202
金銭の信託運用益	5,715	1,700
その他の経常収益	249,240	35,777
経 常 費 用	8,147,820	7,096,442
資 金 調 達 費 用	407,202	361,900
預金利息	365,764	335,078
給付補填備金繰入額	19,309	13,912
譲渡性預金利息	15,470	6,422
借用金利息	5,336	5,133
その他の支払利息	1,321	1,353
役 務 取 引 等 費 用	703,259	721,256
支払為替手数料	120,134	119,583
その他の役務費用	583,124	601,672
そ の 他 業 務 費 用	4,989	32,535
国債等債券売却損	—	26,003
その他の業務費用	4,989	6,531
経 費	5,364,893	5,283,069
人件費	3,351,223	3,257,841
物件費	1,901,902	1,917,473
税 金	111,767	107,754
そ の 他 経 常 費 用	1,667,475	697,681
貸倒引当金繰入額	513,926	163,528
貸出金償却	868,317	441,423
株式等売却損	136,245	—
その他資産償却	75	75
その他の経常費用	148,910	92,654
経 常 利 益	2,552,793	3,125,840

(単位:千円)

科 目	第86期(24.4.1~25.3.31)	第87期(25.4.1~26.3.31)
特 別 利 益	—	145
固 定 資 產 処 分 益	—	145
特 別 損 失	2,885	6,280
固 定 資 產 処 分 損	1,717	6,280
減 損 損 失	1,167	—
税引前当期純利益	2,549,908	3,119,705
法人税、住民税及び事業税	13,552	13,552
法 人 税 等 調 整 額	439,274	411,673
当 期 純 利 益	2,097,081	2,694,480
前 期 繰 越 金	1,432,378	1,422,999
圧縮積立金取崩額	567	567
優先出資消却積立金取崩額	2,571,100	2,564,170
自己優先出資消却額	△2,571,100	△2,564,170
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,530,027	4,118,047

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当り当期純利益金額 21円48銭

剩余金処分計算書

(単位:円)

科 目	第86期(25年3月末)	第87期(26年3月末)
当期未処分剰余金	3,530,027,571	4,118,047,146
剰余金処分額	2,107,028,286	1,985,514,600
利益準備金	210,000,000	270,000,000
普通出資に対する配当金	119,993,286	120,614,600
(配当率)	(年 2.0%)	(年 2.0%)
優先出資に対する配当金	277,035,000	94,900,000
(配当率)	(年 2.3%)	(年 1.0%)
優先出資消却積立金	1,500,000,000	1,500,000,000
次 期 繰 越 金	1,422,999,285	2,132,532,546

(注) 優先出資に対する配当率は、発行価額（第86期120億45百万円、第87期94億90百万円）に対する配当率であります。

平成25年度における貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成26年6月19日
東京ベイ信用金庫
理事長

蕭安滿雄

当金庫は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、第86期～第87期の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

貸借対照表注記

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等（上場株式及び上場投資信託は、決算日前1カ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|------|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| 動 産 | 3年～20年 |
| その他の | 5年～20年 |
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破綻、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のとおり書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能な見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能な見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、経営管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,596百万円であります。
7. 償与引当金は、職員への償与の支払いに備えるため、職員に対する償与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. (1) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務債務 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を（それぞれ発生の翌事業年度から）費用処理
なお、会計基準変更時差異（498百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
また、当期末における年金資産の額は、退職給付債務の額を超過しているため、前払年金費用（70百万円）を計上しております。
- (2) 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|--|--------------|
| ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成25年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 1,476,279百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 1,698,432百万円 |
| 差引額 | △ 222,153百万円 |
| ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成25年3月分） | 0.4366% |
| ③ 補足説明 | |
| 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高225,441百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金87百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け時に算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。 | |
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額177百万円
14. 有形固定資産の減価償却累計額5,740百万円
15. 貸出金のうち、破綻先債権額は612百万円、延滞債権額は17,187百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
16. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は582百万円であります。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
17. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,137百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
18. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,519百万円であります。
なお、15.から18.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
19. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,734百万円であります。
20. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
定期預金 3,000百万円
担保資産に対応する債務
借用金 284百万円
上記のほか、為替決済、日銀歳入代理店等の取引の担保として、定期預金10,000百万円および有価証券2,128百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は105百万円であります。
21. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に基づいて地価税法第16条に規定する方法に合理的な調整を行って算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △716百万円
22. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は100百万円であります。
23. 出資1口当たりの純資産額 129円77銭
24. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、ALM委員会及びリスク管理委員会を設置し、資産及び負債の総合的管理を行っております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
(i) 信用リスクの管理
当金庫は、融資関連諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や常務会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。
(ii) 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、リスク管理委員会によって金利の変動リスクを管理しております。
市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
日常的には経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、VaR分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。
(ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。
このうち、総合企画部では、市場運用商品（投資信託・株式）の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、市場環境や財務状況など継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これら的情報は経営管理部を通じ、常務会及びリスク管理委員会において定期的に報告しております。
(iii) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99バーセンタイル値」を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析を利用してあります。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99バーセンタイル値を用いた時価は、1,330百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
なお、金利リスク以外の価格変動リスク・為替リスク・市場信用リスクについては、重要性が乏しいことから省略しております。
(iv) 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALM委員会及びリスク管理委員会で、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達

バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、有価証券の一部、貸出金及び預金積金については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 預け金 (※)	133,839	134,273	434
(2) 有価証券 (※)	58,034	58,034	
その他有価証券	58,034	58,034	
(3) 貸出金 (※)	309,269		
貸倒引当金	△ 3,388		
	305,880	312,681	6,801
金融資産計	497,754	504,990	7,235
預金積金 (※)	489,106	488,942	△ 163
金融負債計	489,106	488,942	△ 163

(※) 預け金、有価証券の一部、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡単な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式・投資信託は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自金庫保証付私募債は、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～④の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② 割引手形・手形貸付については、短期での貸出のため、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、貸出金計上額

③ ①、②以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

④ ①、②以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP)を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式 (※1)	28
組合出資金 (※2)	4
合 計	33

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

その他有価証券

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	918	607	310
	債券	51,918	50,787	1,130
	国債	11,948	11,271	677
	地方債	7,297	7,188	109
	社債	32,671	32,328	343
	その他	1,377	1,092	284
	小計	54,213	52,488	1,725
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	4	4	△ 0
	債券	3,517	3,522	△ 5
	国債	—	—	—
	地方債	1,612	1,615	△ 3
	社債	1,904	1,906	△ 1
	その他	299	300	△ 0
	小計	3,821	3,827	△ 5
	合計	58,034	56,315	1,719

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	60	15	—
債券	8,976	160	26
国債	7,768	152	26
地方債	—	—	—
社債	1,207	8	—
その他	356	62	—
合計	9,393	239	26

28. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち時価が 貸借対照表 計上額を超 えるもの (百万円)	うち時価が 貸借対照表 計上額を超 えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	500	500	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

29. 有価証券の償還予定額に関する事項は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
有価証券	8,878	28,112	12,575	6,582
その他有価証券のうち満期があるもの	8,878	28,112	12,575	6,582

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,131百万円であります。このうち原契約期間が1年内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が12,076百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒否又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	4,142百万円
未収利息自己否認	594百万円
税務繰越欠損金	390百万円
減価償却損金算入限度額超過額	71百万円
土地減損損失	45百万円
その他	120百万円
繰延税金資産 小計	5,365百万円
評価性引当金	2,321百万円
繰延税金資産 合計	3,044百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	474百万円
固定資産圧縮積立額	14百万円
その他	2百万円
繰延税金負債 合計	492百万円
繰延税金資産の純額	2,552百万円

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算において使用する法定実効税率は從来の29.30%から27.60%となります。この税率変更により、繰延税金資産は52百万円減少し、法人税等調整額は52百万円増加しております。

32. 表示方法の変更

前事業年度において「その他資産」の「前払費用」に含めていた「前払年金費用」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第63号平成25年9月27日)により改正された「信用金庫法施行規則(昭和57年大蔵省令第15号)別紙様式」を適用し、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度において、「前払費用」に含めていた「前払年金費用」は121百万円であります。

33. 優先出資消却について

引受人を信金中央金庫として発行した優先出資14,600百万円のうち、2,555百万円の買入消却を当事業年度に実施いたしました。この消却により累計消却額は、5,110百万円となり、当事業年度末における発行済優先出資は、9,490百万円となりました。